

前橋市水道局公有地利活用事業 事業者公募要項



令和5年11月
前橋市

目 次

| | | | |
|-------------|--------------------|-------|--------------|
| I | 事業の趣旨・目的 | | P 1 |
| II | 事業概要・募集条件等 | | P 1 |
| 1 | 事業名 | | |
| 2 | 事業実施場所 | | |
| 3 | 本事業の設置運営主体 | | |
| 4 | 水道局の関与及び負担 | | |
| 5 | 事業用地の貸付 | | |
| 6 | 電力供給契約（P P Aに係る契約） | | |
| 7 | 設備の設置に係る条件等 | | |
| 8 | 太陽光発電設備及び蓄電池の仕様 | | |
| 9 | 施工に係る条件等 | | |
| 1 0 | その他の条件 | | |
| 1 1 | 事業リスクへの対応 | | |
| III | 応募資格 | | P 5 |
| IV | スケジュール | | P 7 |
| V | 質問受付及び回答 | | P 7 |
| VI | 事業者説明会 | | P 8 |
| VII | 応募の手続き等 | | P 8 |
| 1 | 応募申請書 | | |
| 2 | 電力の供給施設に係る情報の提供 | | |
| 3 | 企画提案書 | | |
| VIII | 審査 | | P 1 3 |
| 1 | 審査方法 | | |
| 2 | 優先交渉者の決定方法 | | |
| 3 | 選定結果の通知及び公表 | | |
| 4 | 失格要件 | | |
| 5 | その他留意事項 | | |
| IX | 協定及び契約 | | P 1 5 |
| X | 事業の実施 | | P 1 6 |

X I 特記事項 P 1 6

X II その他 P 1 6

X III 別添資料等 P 1 7

X IV 提出先・問い合わせ先 P 1 7

前橋市水道局公有地利活用事業に係る企画提案を募集します。

事業の目的を達成する上で有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

I 事業の趣旨・目的

本市においては、令和5年3月に「前橋市地球温暖化防止実行計画2021-2030」を改訂し、温室効果ガスの削減及び防災機能の強化を図るため、公共施設における具体的な取組として、2030年までに設置可能な市有施設の約50%以上に再生可能エネルギー設備を設置することを目指しています。

こうしたことから、前橋市水道局（以下「水道局」という。）においても、再生可能エネルギー設備等の設置が可能な公有地を最大限効果的に活用するため、公募型プロポーザル方式により太陽光発電設備を利用したオフサイトPPA事業者を公募し、電力の地産地消の実現及び市有施設における使用電力の低炭素化並びにレジリエンスの向上を図るため、企画提案を募集するものです。

II 事業概要・募集条件等

以下の条件を遵守し、事業実施場所に再生可能エネルギー設備等を設置し、市有施設における電力の地産地消及び使用電力の低炭素化並びに地域のレジリエンスの向上を図るため、太陽光発電設備を利用したオフサイトPPA事業に係る提案をしてください。

1 事業名

前橋市水道局公有地利活用事業

2 事業実施場所

(1) 名称 清里前原受水場更新用地

(2) 所在地 前橋市青梨子町1293-1

(3) 土地の概要

ア 貸付対象面積 5,053㎡

※ 使用可能な面積は、既設埋設配管等の設置部分を除く約3,000㎡とします。

イ 都市計画区域 市街化調整区域

※ 提案に当たっては、事業の実施が可能かどうか法令制限等を確認してください。

(4) 前号の貸付対象面積の部分的な貸付は、行いません。

(5) 清里前原受水場更新用地北側に位置する清里前原受水場は、遠方監視により運転・監視を行っており、常時は無人の施設です。

(6) 事業実施場所の施設配置図やその他資料は、実際の現場と異なる可能性がありますので、提案の前に、必ず現地をご確認ください。また、現地に立ち入る場合は、事前に「XIV 提出先・問い合わせ先」までご連絡ください。

3 本事業の設置運営主体

事業者（共同事業体、特別目的会社等を含む。）が自ら設置及び運営を行うことを基本とします。

4 水道局の関与及び負担

水道局の本事業への関与は、原則、有償貸付による事業実施場所の提供とします。

5 事業用地の貸付

- (1) 事業者は、「IX 協定及び契約」に記載する事業実施に関する協定（以下「協定」という。）の締結後、速やかに水道局と事業用地に関する土地賃貸借契約を締結するものとします。
- (2) 賃貸借契約の期間は、10年以上20年以下で事業者の任意の期間とします。
- (3) 賃貸借期間終了日又は契約解除日までに、原則、原状復旧の上、土地を返還することとします。ただし、契約の更新、設備の譲渡等について、水道局と協議を行い、当該協議が整った場合は、この限りではありません。
- (4) 提案に係る事業用地の賃貸借料は、年額476,410円以上とし、この金額に満たない提案は、認めません。
- (5) 水道局又は事業者は、急激な経済状況又は社会情勢の変化その他真にやむを得ない理由があると認めるときは、賃貸借料の改定を協議できるものとします。
- (6) 貸付対象面積全体に係る賃貸借期間中の除草その他の維持管理については、事業者が自己の負担で行うものとします。除草については、年3回以上実施（例：6月、8月、10月の3回）するものとします。

6 電力供給契約（PPAに係る契約）

- (1) 電力の供給は、協定の締結日から1年を超えない範囲内で開始するものとします。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
- (2) 電力供給契約の期間は、賃貸借契約期間内で、事業者の任意の期間とします。
- (3) 本事業により電力を供給する施設（以下「供給施設」という。）は、別紙1「対象施設一覧」のうちから事業者が任意で選択するものとします。
- (4) 供給施設に対しては、夜間、設備の停止期間その他の施設への電力供給に不足が生じるときについても、事業者が別途その不足分（以下「負荷追従分」という。）を調達することにより、全ての電力を供給するものとします。
- (5) 余剰電力の市有施設以外への供給は認めません。
- (6) 供給施設の統合、廃止、用途又は管理方法の変更等により、電力供給契約の一部を変更する必要性が生じた場合は、水道局及び事業者で協議を行うこととします。
- (7) 水道局が供給施設の廃止、改築又は改修（以下「改修等」という。）を行う場合は、実施の6か月前までに、事業者に対して通知することとします。ただし、緊急で供給施設を改修する必要がある場合は、この限りではありません。
- (8) 水道局は、供給施設の改修等によって本事業の継続が困難であると判断する場合は、供給施設における電力供給に係る事項の一部又は全部を解除することができるものとします。
- (9) 協定締結後、補助金を活用する場合は、申請等について、あらかじめ、水道局と協議し、承認を受けることとします。
- (10) 前号の補助金が採択された場合は、水道局が求める書類を提出するものとし、補

助金の採択による事業者の収益の変更を考慮し、電力供給契約の見直しについて、協議するものとします。

- (11) 水道局又は事業者は、急激な経済状況又は社会情勢の変化その他真にやむを得ない理由があると認めるときは、電力供給契約の見直しについて、協議できるものとします。

7 設備の設置に係る条件等

- (1) 現在の受水場施設稼働に支障を生じるおそれのない範囲での設置とします。
- (2) 系統連系は、新たに設けることとし、適切な遮断機、保護装置等を設置して保護協調を図り、波及事故を防ぐ措置を施すこととします。
- (3) 設備の運転状況の常時確認、緊急停止等が必要な提案の場合は、専用の遠方監視制御装置を設けるとともに、異常情報等を目視等で確認出来る形で出力し、かつ、記録することのできる機能を有するものとします。この場合において、監視に当たっては、状況の変化に伴い、即時発信することとし、24時間連続で監視するとともに、電源等が停止した場合であっても、監視制御が可能な機能を有することとします。
- (4) 不当な侵入等を防止するため、事業用地の外周に防護柵及び防犯カメラを設置するものとします。ただし、既存の防護柵を撤去の上、新たに、防護柵を設置することも可とします。
- (5) 本事業の実施に当たり、周辺環境への影響（反射光、輻射熱、騒音等）を検討するものとします。その結果、影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合にあっては、事業者の負担及び責任において、対策（防音壁の設置等）を講ずることとします。
- (6) 太陽光発電設備及び蓄電池並びに関連する設備以外の設置は認めません。
- (7) 建物の建築を含む提案は、不可とします。

8 太陽光発電設備及び蓄電池の仕様

(1) 太陽光発電設備

- ア 使用可能な面積3,000㎡のうち、蓄電池及び関連する設備の設置場所を考慮し、最大限設置可能な規模とします。
- イ 設置する太陽光発電設備は、JET認証を取得したもの又は相当する品質及び安全基準に準拠した製品とします。
- ウ 設置する設備は、JIS C 8955 (2017)「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪、地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とします。
- エ 大規模災害時等、商用電力が長期にわたって停止した場合等に、本事業において発電された電力を非常用電源として、地域住民が活用できることとします。

(2) 蓄電池

- ア 災害時の電源確保を目的として、蓄電池を設置することとします。
- イ 設置した太陽光発電設備から充電しながら使用が可能なものとします。ただし、太陽光発電設備が稼働している際には、太陽光発電設備から直接電力供給できる場

合は、この限りではありません。

ウ 少なくとも4kWhの残量（例 スマートフォン（20W）20台を10時間同時に充電可能な残量）を常時確保するものとします。

エ 災害時は、応急電源拠点として、地域住民が活用できる体制及び設備を整えることとします。

9 施工に係る条件等

- (1) 工事に伴い、隣接する水道施設を停止することはできません。
- (2) 工事に伴い、既存の施設に係る操作、運転監視等に著しい影響を与えないでください。
- (3) 既存の水道施設に損傷等を与えないでください。
- (4) 設計・施工に当たっては、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編【最新版】）」によることとします。
- (5) 周辺環境に配慮し、良好な環境創造に努めてください。
- (6) 実績がある市内業者への発注に努めてください。
- (7) 上記のほか、工事に当たっては、関係法令を遵守するとともに、誘導員の配置等、必要な措置を講ずるものとしてください。

10 その他の条件

- (1) 提案内容に関する実績数値等を毎年度、水道局に報告してください。
- (2) 設備の緊急停止、近隣住民からの苦情等、平常時とは異なる状況が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに水道局に報告してください。
- (3) 本市における普及啓発に資する施設として、状況等の公表に努めてください。
- (4) 事業者は、適宜、水道局と協議及び打合せを行い、その内容に関する議事録を水道局に提出するものとします。
- (5) 事業者から事業遂行上必要となる資料の要求があった場合は、水道局が保有する資料を貸与します。

11 事業リスクへの対応

事業リスクの分担は、別紙2「リスク分担表」及び次に掲げるとおりとします。

- (1) 事業者は、必要に応じ、損害保険や賠償責任保険に加入し、具体的な対応等をあらかじめ講じてください。
- (2) 事業者は、本事業により、水道局及び第三者に損害を与えないものとし、損害を与えた場合は、全ての責任を負うものとします。
- (3) 太陽光発電設備の故障や劣化、気候変動による日射量の減少、日照時間想定を下回った場合等のリスクについては、全て事業者の負担とします。
- (4) 供給施設の電力消費量は、天候等により変動します。このことによる電力消費量の減少に伴うリスクについては、全て事業者の負担とします。
- (5) 発電設備を電力会社の系統に連系するために必要な費用（調査費用等も含む。）は、事業者の負担とし、自ら実施することとしてください。また、電力会社の系統に

連系することができなかつた場合についても、調査に要した費用その他の一切の費用は、全て事業者の負担とします。

- (6) 太陽光発電設備等に賦課される公租公課は、事業者の負担とします。
- (7) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者が事業を継続することができなくなつた場合又はそのおそれがあるときは、速やかに水道局に協議することとし、水道局が適当と認める場合、提案内容業務に係る権利及び義務を第三者に承継することができるものとします。
- (8) 事業者の責めに帰すべき事由により、提案した計画を誠実に履行しなかつた場合その他本事業の継続が困難となつた場合（前号に掲げる事業の継承を実施することができず、事業の継続が困難となつた場合を含む。）は、水道局は、契約を解除することができるものとします。この場合において、生じる損害については、全て事業者の負担とします。
- (9) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業により水道事業に著しく影響を及ぼす又は及ぼす可能性がある場合は、事業者の負担において設備を撤去していただく場合があります。この場合において、生じる損害については、全て事業者の負担とします。
- (10) 事業者は、水道局が行う清里前原受水場及び周辺埋設管の維持管理、工事等のために、太陽光発電設備の停止等が必要になつた場合は、これに協力することとし、それにより生じた損害については、水道局の負担とします。水道局以外の業者等がこれらの作業等を行う場合も同様とします。
- (11) 天災地変その他の水道局及び事業者双方の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難になつた場合は、水道局及び事業者において、協議するものとします。この場合において、一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除することができるものとします。
- (12) 提案した事業に係る紛争（地元からの要望への対応等を含む。）等に関しては、事業者及び水道局で対応することとします。ただし、対応に要する費用は、事業者の負担とします。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、生じた課題等については、別途、水道局及び事業者において、協議を行うこととします。

Ⅲ 応募資格

事業者（共同事業体の場合は、構成員の全ての者（3及び12から16までを除く。））が、次に掲げる条件を全て満たし、事業を安定的かつ円滑に実施できることとします。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- 3 本市の令和4・5年度の物品・役務等業務競争入札参加資格の認定を受けており、か

- つ、当該認定を受けた営業品目に「大分類：電力」が含まれていること。ただし、入札参加資格の認定を受けていない者に関しては、電力供給開始までに、入札参加資格申請を行い、認定を受けること。
- 4 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
 - 5 企画提案募集に係る公告の日から優先交渉者の決定の日までの間に前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
 - 6 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
 - 7 企画提案募集に参加しようとする者の間で、資本又は人事面において、次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
 - (2) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている者
 - (3) 前2号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者
 - 8 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合等とその組合員が同時に応募申請をしていないこと。
 - 9 租税公課の滞納がないこと。
 - 10 複数の団体からなる共同事業体として登録する場合は、書面により定め、代表の団体を設定することとし、この代表団体は、法人格を有すること。ただし、同一の団体等が複数の共同事業体に属して登録すること及び別途単独で登録することは不可とします。
 - 11 本市の入札参加資格を有しない者にあつては、本企画提案募集に係る公告の日から優先交渉者の決定の日までの期間に、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
 - 12 経済産業大臣から電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく小売電気事業者の登録を受けている者であること。
 - 13 過去に民間を含めたPPA事業（オフサイト及びオンサイトは問わない。）の電力供給契約の履行実績がある者（電気事業法第2条の7第1項に基づく小売電気事業の承継を受けた者を含む。）であること。
 - 14 一つの事業において発電出力250kW以上の太陽光発電設備の導入実績を有すること。なお、太陽光発電設備の導入実績は、地方公共団体との契約等に係る工事实績及びPPA事業の実績に限らない。

1 5 事業を円滑に遂行できる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有する者であること。

1 6 事業者（共同事業体である場合にあっては、設備の維持管理を担当する者）は、緊急時対応の必要性から、群馬県近郊（平日の日中に、対象施設までおおむね4時間以内で到着することが可能な場所）に実際の作業に従事する実務者の所属する本店（本社）、支店又は営業所等を有すること。

※ 共同事業体の場合は、以下の点にご留意ください。

・代表の団体が本事業採択後に特別目的会社等を設立する場合も、応募資格は認めるが、構成員の役割分担は明確にすること。

・代表の団体が事業の諸手続を行い、業務遂行の責を負うこと。ただし、事業者から申出があった場合であって、水道局と協議の上、水道局がこれを認めたときはこの限りでない。

・提案後の事業者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、水道局と協議の上、水道局がこれを認めたときはこの限りでない。

IV スケジュール

| | | |
|----|--------------------|---------------------|
| 1 | 公告日 | 令和5年11月15日 |
| 2 | 実施要項・仕様書の公表 | 令和5年11月15日 |
| 3 | 質問受付期間 | 令和5年11月15日から同月27日まで |
| 4 | 事業者説明会の開催 | 令和5年11月20日（随時可） |
| 5 | 質問書への回答期限 | 令和5年11月30日 |
| 6 | 提出書類受付期限 | 令和5年12月12日（午後5時必着） |
| 7 | 第一次審査（書類審査） | 令和5年12月15日 |
| 8 | 第二次審査（プレゼンテーション審査） | 令和5年12月22日 |
| 9 | 審査結果通知書の発送 | 令和6年1月上旬予定 |
| 10 | 協定、契約締結、事業開始 | 令和6年1月中旬以降 |

V 質問受付及び回答

1 受付期間
令和5年11月15日から同月27日まで

2 質問様式
質問書（様式第1号）

3 提出方法
電子メールにて提出してください。

※ 評価等に影響を及ぼすおそれがある質問（参加業者数、参加業者名、評価委員等）は、受け付けません。

4 提出先
「XIV 提出先・問い合わせ先」を参照してください。

5 回答方法
令和5年11月30日までに、本市ホームページに掲載します。

VI 事業者説明会

次のとおり説明会を開催しますので、希望する事業者は事前に申し込みの上、参加してください。

1 受付期間

令和5年11月15日から同月17日まで

2 開催日時

令和5年11月20日

3 場所

前橋市水道局5階研修ホール及び清里前原受水場更新用地

4 申込様式

事業者説明会参加申込書（様式第2号）

5 申込方法

電子メールにて提出してください。

6 提出先

「XIV 提出先・問い合わせ先」を参照してください。

7 その他

上記受付期間以外であっても、対応可能な場合がありますので、ご連絡ください。

VII 応募の手続き等

「III 応募資格」を全て満たす者で本プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書及び企画提案書を提出してください。

1 応募申請書

(1) 受付期間

令和5年11月15日から令和5年12月12日まで（最終日の午後5時必着）

(2) 応募様式

応募申請書（様式第3号） 1部

(3) 提出方法

持参又は郵送（一般書留・簡易書留）による

(4) 提出書類

ア 小売電気事業者の登録を証明する書類

イ 電力供給契約に係る実績報告書（様式第7号）

本事業と類似する(ア)から(イ)までの業務履行実績について、記載するとともに、契約書、協定書の写し、仕様書等の確認ができる資料を提出してください。

また、下記の業務履行実績における数量等の業務概要を記載してください。業務履行実績の提出はそれぞれ3つまでとします。

(ア) 太陽光発電設備の設置（自己及び他者の所有は、問わない。）

設置容量、年間発電電力量等を記載してください。

(イ) 電力供給契約

電力を供給した施設の契約電力、年間供給電力量等を記載してください。

(ウ) P P A契約（オフサイト及びオンサイトは問わない。）

P P A契約を締結した契約電力、年間供給電力量等を記載してください。

ウ 応募団体概要書（様式第4号）

エ 誓約書（様式第5号）

オ 税務署発行の納税証明書（本市から課税を受けている者は、本市の完納証明書についても提出してください。）

カ 登記事項証明書（現在事項証明又は履歴事項証明書）、法人定款

キ 直近の決算に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）

ク 個人の場合：本籍のある市区町村が発行した身分証明書

ケ 任意団体の場合：団体の規約、役員一覧等

コ 共同事業体の構成員の役割分担、責任の所在等に関する合意書又は協定書の写し（任意様式、該当者のみ）

※ 必要に応じて、追加書類の提出を求める場合があります。

※ ウからケまでについては、構成する団体全てについて、提出してください。

2 電力の供給施設に係る情報の提供

この要項に記載するもののほか、次の資料（供給施設の詳細等）を希望者に令和5年11月15日から12月8日までの期間に提供しますので、「XIV 提出先・問い合わせ先」まで、ご連絡ください。

(1) 資料1「供給施設一覧（詳細）」

(2) 資料2「1年間の電力使用量の30分値」

3 企画提案書

(1) 受付期間

応募申請書に同じ

(2) 提案様式

企画提案書（様式第6～10号） 正本1部 副本15部

※ 各様式について、正本のみ社名を記載し、副本には社名を記載しないでください（空欄で構いません。）。副本については、社名及び社名を類推できるような表現やロゴ、名称又は氏名を入れず、社名の部分については「〇〇社」とし、会社が複数ある場合にはアルファベットや数字等に置き換え、提案者の事業者名等が特定・類推できるような記述をしないでください。

(3) 提出方法

応募申請書に同じ

(4) 提出書類の作成方法

ア 原則A4縦とし、A4ファイルに綴じてください。ただし、図表等はA3版横の使用も可とします。

イ 表紙及び背表紙には事業名称を記入すること。

ウ ファイルに綴る各資料の前には、インデックス付きの中仕切りを挿入すること

(資料自体にインデックスをつけないこと。)

エ 提案は文書で記載すること(説明のためのイメージ図やイラスト等の活用、多色刷りの活用も可)。

オ 文字の大きさは、原則として12ポイント以上の大きさとする(図表等に含まれる文字は、除く)。

カ 事業者から提出された企画提案書等の記載内容に応じて評価を行う。このため、技術知識を有しない者を見ることを前提とし、提案内容を評価しやすいように、具体的で分かりやすい記述に努めること。

キ 提案内容は、事業者が確実に実現できる範囲で記載すること(提案書に記載された内容は、実現を約束したものとみなす)。

ク 企画提案書等の内容において、複数の解釈ができるようなまぎらわしい記載はしないこと。

(5) 電子データの提出

ア CD-R等の記録媒体にて提出すること。

イ 格納データは、PDF形式とすること。

ウ 格納データは、様式名、添付資料の名称や番号等が分かるようにすること。

エ 電子媒体への書込み前のファイル及び書込み後の電子媒体について、ウイルスチェックを行うこと。

(6) 提出書類及び注意事項

提案内容の検討に当たっては、この要項のほか、「VII 2 電力の供給施設に係る情報の提供」で示す供給施設条件等を参考に検討してください。

ア 企画提案書(様式第6号)

提案は、次の項目について、所定の様式に必須事項として記載してください。ただし、項目ごとに資料を添付することも可とします(資料を添付する際は、所定の様式に「別紙〇〇のとおり」等の文言を記入し、どの項目についての資料が明確にしてください)。

なお、提案内容は、「II 事業概要・募集条件等」の内容を踏まえたものとしてください。

(ア) 事業実施方針

a 事業方針

事業方針について簡潔に記載すること。

b 事業実施体制図

共同事業体での応募の場合は、代表団体及び構成員名を示し、各事業者の関係や役割分担を記載すること。

c 事業全体の概要

事業概要について、分かりやすく記載すること。

(イ) 事業計画スケジュール

a 事業全体の長期スケジュール

協定締結後から設備の撤去までのスケジュールを具体的に記載すること。

b 発電開始までの短期スケジュール

協定締結後から発電開始までのスケジュール（必要な届出についてのスケジュールも含まれます。）を具体的に記載すること。

(ウ) 事業期間中のリスク対策

次に掲げる内容を具体的に記載してください。

a 提案の内容に応じ、事業実施中に発生が想定されるリスク及びその対応策

b 損害保険、賠償責任保険等の適用範囲

c 緊急時（災害時、事故発生時等）の体制及び連絡先

d 事業者が破綻した場合に設備を撤去する方策（第三者機関での撤去費用の積立て、履行保証保険への加入等）

(エ) 太陽光発電設備の仕様等

a システム構成図

(a) 設備の平常時のシステム構成図を作成すること。

(b) 災害時のシステム構成図を作成すること。

※ 設備の不具合等により、平常時と異なるシステム構成を構築する必要がある場合は、当該構成図も作成してください。

b 太陽光発電設備及び蓄電池並びに関連する設備

(a) 太陽光発電設備等の仕様を作成すること。

(b) 導入を想定する機器等についてカタログ等を添付すること。

c 設置方法及び耐荷重

(a) 設置場所を示した図面を作成すること。

(b) 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（kg/m²、基礎、パネル重量込み）を記載すること。

(c) 設置方法は、JIS C 8955(2017)に定められている荷重（風圧、積雪及び地震）に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること（代表的な計算例のみの添付も可）。また、根拠資料についても、併せて添付すること。

(オ) 維持管理計画等

太陽光発電設備を用いて発電した電力を供給する期間における維持管理等の計画（法令点検、日常点検、設備改修計画、遠方監視制御装置など）、スケジュール等について記載してください。

(カ) 事業収支計画

工事費、維持管理費等について、資金調達を含めた事業期間中の事業収支計画を作成してください。また、設計、施工、維持管理及びその他経費等の各項目について、内訳の算出過程及び金額を記載してください。

(キ) 周辺環境への配慮

周辺環境への影響について、検討し、その結果を記載してください。

(ク) 災害時の対応

災害時に応急電源拠点として太陽光発電設備及び蓄電池を地域住民が活用する具体的な方法、体制等を記載してください。

イ 提案見積書（様式第8号）

本事業に係る事業用地の賃貸借料を記載し、また、事業者が任意で選択した供給施設に係る電力料金削減金額、CO₂排出削減量を算出の上、提出してください。

(ア) 事業用地の賃貸借料

年額476,410円以上の金額を記載してください。

(イ) 供給施設ごとの基本料金、発電電力料金

供給する発電電力の数量及び料金単価を記載してください。

(ウ) 供給施設ごとの負荷追従電力料金

負荷追従電力の数量は、令和6年10月から1年間の予定使用電力量から発電電力量を差し引いた値とします。

(エ) 本事業に係るCO₂排出削減量

実際に負荷追従電力として使用する電気に係る調整後排出係数を記載してください。また、発電電力に係る調整後排出係数は、0t-CO₂/kWhとしています。

ウ その他独自提案（任意様式）

本事業を活用した独自提案があれば、提案してください。

エ チェックリスト（様式第9号） 正本1部

各様式に記載した項目に「○」を付け、ページ番号を記載してください。

オ 資格者届（様式第10号） 正本1部

提案事業の内容に応じ、必要な資格者（電気主任技術者等）について、届け出てください（資格者が複数必要な場合は、資格者ごとに作成し、届け出てください。）。

(7) 提出書類の取扱い

ア 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

イ 提出書類の返却

提出された書類は、お返しできません。

ウ 費用について

応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

エ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

オ 資料の取扱い

水道局が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、水道局の了承を得ることなく第三

者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

VIII 審査

次のとおり審査を実施し、その結果、最も優れた企画提案を提出した事業者を契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

1 審査方法

(1) 第一次審査

提出された書類に基づき、応募資格等を審査し、候補者を選出します。

ア 日時

令和5年12月15日

イ 審査結果発送

令和5年12月18日予定（提案者全てに連絡します。）

(2) 第二次審査

提出された書類及びプレゼンテーションに基づき、審査します。

ア 日時

令和5年12月22日

※ 応募状況等により、日程が変更となる場合があります。

a 出席者

1者6人以内

b 実施時間

(a) プレゼンテーション

30分以内

(b) 質疑応答

30分程度

c 実施者

本事業を受注した際に担当する者が行うこととします。

d 貸出物品

机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルとします。

それ以外の物品については、参加者の負担において用意してください。

e その他

企画提案書等に記載した担当者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合は、同等以上の者であることを証明し、水道局の承認を得ることとしてください。

イ 審査結果発送

令和6年1月上旬予定（審査を受けた事業者全てに連絡します。）

(3) 審査項目 審査項目及び審査基準を次の表に示します。

| 審査項目 | 審査基準 |
|----------------------|---|
| 1 事業の遂行能力・計画 | |
| (1) 事業遂行能力 | 事業を円滑に遂行できる能力や体制を有していると認められ、実現可能性はあるか。 |
| | 事業継続が可能な事業収支計画となっているか。 |
| | 過去に太陽光発電設備の設置、電力供給契約、P P A 契約の実績は、評価できるか。 |
| | 事業実施中に発生するリスクを適正に捉え、これに対応できる提案となっているか |
| (2) スケジュール | 事業のスケジュールは実現性が見込めるものとなっているか。 |
| (3) 太陽光発電設備の維持管理 | 太陽光発電設備の故障、事故発生時などの不測の事態に対する対応について考慮されているか。 |
| 2 事業の効果 | |
| (1) CO2削減量 | CO2の削減効果が優れた提案であるか。 |
| (2) 供給価格等 | 賃貸借料は、経済性に優れた提案であるか。 |
| | 提案単価は、経済性に優れた提案であるか。 |
| (3) 太陽光発電設備等の仕様 | 太陽光発電の発電出力が十分確保された提案であるか。 |
| 3 地域社会への配慮・貢献 | |
| (1) 周辺環境への配慮 | |
| ア 工事施工 | 事業に伴う工事について地域交通への配慮や、周辺住民との連絡調整等に配慮された提案であるか。 |
| イ 管理運営 | 事業施行中の周辺環境への影響について検討、配慮、対策などがされた提案であるか。 |
| (2) 災害時の対応 | |
| 地域のレジリエンスへの貢献 | 蓄電池に十分な残量（4 k W h 以上）があり、応急電源拠点としての要件を満たした提案であるか。 |
| | 災害時の対応について、考慮されているか。 |
| 4 その他の付加提案等 | |
| (1) 独自提案 | 要項に示した条件以外に事業者独自の提案要素が含まれる優れた提案であるか。 |
| (2) 資料等のわかりやすさ | 提案資料やプレゼンテーションは見やすく、わかりやすいか。 |

(4) 審査委員会

ア 選定に当たっては、市職員及び外部委員の計7人で構成する審査委員会を設置し、審査項目に基づいて事業者の評価をした後、その評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を決定します。

イ 審査委員会は、非公開とします。

ウ 審査結果に対する異議申立ては、一切認めません。

2 優先交渉者の決定方法

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を優先交渉者として決定します。

(2) 優先交渉者となることができる最低基準をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を決定します。

(3) 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとしませんが、審査の結果、最低基準以上の点数を得られなかった場合は、優先交渉者として決定しないこととします。

3 選定結果の通知及び公表

二次審査の結果については、二次審査を実施した提案者に書面により通知するとともに、本市のホームページで概要を公表します。

4 失格要件

次のいずれかに該当する応募は、失格とします。

(1) 「Ⅲ 応募資格」を満たさなくなったもの

(2) 提出書類に虚偽の記載があったもの

(3) 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの

(4) その他選定に係る不正行為があったもの

(5) この要項で明示している募集条件等を満たしていないと水道局が判断した場合

5 その他留意事項

(1) 実地調査

審査委員会が必要と認める場合は、提案者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。

(2) 審査委員との接触

提案者、その関係者等が、審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

IX 協定及び契約

1 優先交渉者と速やかに協定締結に向けた協議を行い、協議が整った場合は、事業実施に関する協定を締結します。

2 協定締結後、速やかに地域住民に対して、事業概要、工事スケジュール等について、必要な説明を行ってください。

3 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容等は、水道局との交渉により、最終的に決定します。

- 4 契約に関する協議を進めていく上で、条件が折り合わないときは、双方協議の上で、優先交渉者の決定を取り消すことがあります。この場合において、優先交渉者の決定を取り消した場合、次順位の者を優先交渉者とする場合があります。
- 5 事業実施に当たっては、土地の賃貸借契約及び電力供給契約の2種類の契約を締結することとします。ただし、どちらかの契約の継続が困難となった場合は、両方の契約を解除することとし、この場合に生じる一切の費用は事業者の負担とします。
- 6 本事業により作成された成果品に関する全ての権利は、水道局に帰属します。
- 7 土地の賃貸借契約に係る契約保証金 有り
契約保証金は、賃貸借料12か月分の額とし、契約締結までに一括して支払ってください。なお、契約保証金は、契約満了後に、債権債務を相殺（未払いの賃貸借料、契約満了日までの損害金等の債務を控除した残額を返還）した上で、無利息で返還します。また、保証金返還請求権の譲渡又は質入れは認めません。
- 8 電力供給契約に係る契約保証金 有り
契約保証金は、年間電力削減金額相当額の10分の1の額とし、契約締結までに一括して支払ってください。なお、契約保証金は、契約満了後に、債権債務を相殺（未払いの賃貸借料、契約満了日までの損害金等の債務を控除した残額を返還）した上で、無利息で返還します。また、保証金返還請求権の譲渡又は質入れは認めません。

X 事業の実施

事業者は、太陽光発電設備等の設置に先立ち、詳細な設計を行い、機器仕様書、単線結線図、設計図、工程表等の事業計画書等を水道局に提出してください。その他事業の詳細は、協定に基づく協議で決定します。

X I 特記事項

応募申請書の提出後、参加辞退する時は、辞退の意向を事務局に連絡の上、辞退届を第二次審査実施日の3営業日前までに提出してください。なお、様式については、辞退の意向が示された時に提示します。

X II その他

- 1 本事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- 2 提案書の提出後、水道局の判断により補足資料を求めることがあります。
- 3 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、事業者の意見を聴き、公表することがあります。
- 4 前3項のほか、本企画提案の審査やその報告のために必要がある場合は、水道局がその写しを作成し、使用することができるものとします。
- 5 この要項に定める事項の解釈に疑義が生じたとき又は要項に定めのない事象が発生したときは、水道局及び事業者との協議の上、決定します。
- 6 事業者は、業務上知り得た内容、情報等を第三者に漏らしてはならないものとし、事業終了後も同様とします。
- 7 事業者は本公募要項に記載の事項を遵守するほか、関係する法令及び規格等に準拠し

てください。

XIII 別添資料等

- 1 施設平面図、埋設管図、公図、地積測量図
- 2 質問書（様式第1号）
- 3 事業者説明会参加申込書（様式第2号）
- 4 応募申請書、応募団体概要書、誓約書（様式第3～5号）
- 5 企画提案書（様式第6号）
- 6 実績報告書（様式第7号）
- 7 提案見積書（様式第8号）
- 8 チェックリスト（様式第9号）
- 9 資格者届（様式第10号）
- 10 対象施設一覧（別紙1）
- 11 リスク分担表（別紙2）

XIV 提出先・問い合わせ先

〒371-0035

群馬県前橋市岩神町三丁目13番15号

前橋市水道局経営企画課管理係

担当 : 石坂、工藤

電話番号 : 027-898-3017

FAX : 027-234-5544

電子メール : sui-somu@city.maebashi.gunma.jp